

2 国保事業のあゆみ

年 月	事業内容	国の施策	
昭 13. 4. 1	(旧)国民健康保険法制定(任意設立の組合方式)	国民健康保険法施行	
13. 7			
20. 3. 12	浦和市国民健康保険組合設立発起人会を設立	地方税の一部改正・保険税の創設	
20. 3. 31	浦和市国民健康保険組合設立認可		
24. 6. 1	浦和市国民健康保険事業開始		
26. 3	大宮市国民健康保険条例制定		
26. 4			
27. 4. 1	浦和市保険財政の悪化に対する打開策として健保、 共済組合の被扶養者除外(二重加入)		
30. 4	大宮市保険税率 (所得割・資産割・均等割・平等割) 1.12% 4.30% 180円 465円		
30. 8	大宮市市内全地域事業開始		
31. 4	大宮市保険税率改正 (所得割・資産割・均等割・平等割) 1.25% 6.60% 240円 471円		
31. 12. 20	浦和市国民健康保険条例の一部改正 ・保険料賦課割合改正 ・助産費300円を500円に		
32. 4	大宮市保険税率改正 (所得割・資産割・均等割・平等割) 1.33% 6.56% 265円 512円		
33. 3. 22	浦和市国民健康保険条例の一部改正 ・助産費1,000円 葬祭費1,000円に		
33. 4	大宮市保険税率改正 (所得割・資産割・均等割・平等割) 1.30% 6.40% 265円 515円		
33. 9. 30	浦和市国民健康保険条例の一部改正 ・初診料徴収廃止		
33. 12. 1			国民健康保険法の全面改正
33. 12. 27	浦和市国民健康保険事業の応急措置に関する条例		新法施行(実施を市町村に義務付)
34. 1			
34. 3. 26	国民健康保険法改正に伴い浦和市国民健康保険 条例の全面改正 ・葬祭費1,000円を2,000円に		
34. 4	国民健康保険法改正に伴い大宮市国民健康保険 条例の全面改正 大宮市保険税率改正 (所得割・資産割・均等割・平等割) 1.35% 7.30% 267円 510円		
34. 4	国民健康保険法改正に伴い与野市国民健康保険 条例の全面改正		
34. 5. 22	浦和市国民健康保険診療報酬審査会規則の全面 改正		
34. 7. 18	浦和市国民健康保険診療所使用料手数料条例の 全面改正		
35. 4	大宮市保険税率改正 (所得割・資産割・均等割・平等割) 1.34% 7.30% 267円 510円		
35. 10	基準給食及び入院10日以内の給付制限撤廃		

年 月	事 業 内 容	国 の 施 策
昭 36. 4	大宮市保険税率改正 (所得割・資産割・均等割・平等割) 1.38% 8.65% 356円 615円	国民皆保険制度の確立 国庫負担金交付率20/100 調整交付金交付率5/100 給付割合 5割
36. 7		医療費12.5%引上げ
36. 10	世帯主の結核、精神障害による疾病の7割給付実施	結核予防法、精神衛生法適用世帯主の 法定7割給付
36. 12		診療報酬の改定 2.3%引上げ
36. 12. 27	浦和市国民健康保険税条例制定 ・税率 (所得割・資産割・均等割・平等割) 1.8% 10.0% 480円 780円	
37. 3. 31	浦和市国民健康保険税条例の一部改正 ・助産費1,000円を2,000円に	
37. 4. 1	浦和市国民健康保険料を保険税に変更 浦和市事務機構改革により、保険課と国民年金課を 併せて保険年金課と改称、資格・給付については同 課で、保険税の賦課は市民税課へ、徴収は収納課へ それぞれ所属	
37. 4	大宮市保険税率改正 (所得割・資産割・均等割・平等割) 1.26% 9.13% 403円 690円	助産費補助制度実施 1件当たり2,000円×1/3 国庫負担金交付率の改正 20/100→25/100
38. 3. 29	浦和市国民健康保険税条例の一部改正 税率改正 (所得割・資産割・均等割・平等割) 1.30% 10.00% 480円 780円	
38. 4	大宮市給付期間3年を転帰までにする	生活保護世帯に属する者を国保から除外
38. 7	大宮市機構改革により徴収係を徴収課に合併する	
38. 8. 1	浦和市国民健康保険木崎診療所及び尾間木診療所 を廃止、前者については丹野医師に払い下げ、個人 開業に切替え、後者については退職医が診療所の近 くに開業、地区住民の医療を確保	
38. 9. 30	浦和市国民健康保険税条例の一部改正 世帯主7割給付(10月1日～)	
38. 10. 1	世帯主7割給付を実施歯科診療における補てつの内 有床義歯のみ給付	世帯主の7割給付 調整交付金交付率の改正 5/100→10/100
39. 4	大宮市保険税率改正 (所得割・資産割・均等割・平等割) 1.50% 13.00% 640円 1,030円	
39. 6. 15	浦和市国民健康保険の保険給付費支払基金の設置、 管理及び処分に関する条例制定	
39. 7. 31	浦和市国民健康保険税条例の一部改正 ・税率改正 (所得割・資産割・均等割・平等割) 1.80% 10.00% 630円 1,020円	
40. 4. 1	浦和市歯科補てつの給付制限撤廃	
40. 4	大宮市保険税率改正 (所得割・資産割・均等割・平等割) 1.70% 19.50% 980円 1,490円 大宮市保険税の納期を4回から6回に改める	

年 月	事 業 内 容	国 の 施 策
昭 40. 7. 12	浦和市国民健康保険税条例の一部改正 ・税率改正 (所得割・資産割・均等割・平等割) 1.8% 20.0% 750円 1,190円	<p>国庫負担金交付率の改正 25/100→40/100 調整交付金交付率の改正 10/100→5/100</p> <p>診療報酬の改定、医科7.68%・ 歯科12.65%引上げ</p> <p>助産費補助金の改正10,000円×1/3</p>
40. 7	与野市国民健康保険税条例の一部改正 ・税率改正 (所得割・資産割・均等割・平等割) 2.7% 14.0% 850円 1,250円	
40. 12. 1	浦和市国民健康保険条例の一部改正 ・浦和市被保険者全員7割給付実施	
41. 1	大宮市被保険者全員7割給付実施	
41. 1	与野市被保険者全員7割給付実施	
41. 4. 1	浦和市世帯員7割給付を実施	
41. 4. 25	浦和市国民健康保険診療所規則の制定	
41. 6		
41. 10. 1	浦和市国民健康保険税条例施行規則制定	
42. 3. 30	浦和市国民健康保険条例の一部改正 ・朝鮮、中国人適用	
42. 4	大宮市・外国(朝鮮・中国・イタリア)人を国保適用とする	
42. 6. 30	浦和市国民健康保険診療所使用料手数料条例の一部改正	
42. 7. 1	浦和市事務機構改革により市民税課保険税係が保険年金課へ移管、保険係として資格賦課を取り扱う	
42. 11	大宮市機構改革により国民年金係と合併し、保険年金課となる	
42. 12		
43. 3. 29	浦和市国民健康保険税条例の一部改正 ・退職所得金額削る	
43. 4	大宮市保険税率改正 (所得割・資産割・均等割・平等割) 2.1% 20.5% 1,100円 1,760円	
43. 7. 31	浦和市国民健康保険税条例の一部改正 ・減額対象世帯の控除額40,000円を45,000円に	
43. 11	大宮市委託により電算導入(資格・賦課)	
44. 3. 31	浦和市国民健康保険税条例の一部改正 ・納期4期を6期に	
44. 3	与野市国民健康保険税条例の一部改正 ・税率改正 (所得割・資産割・均等割・平等割) 3.0% 20.0% 1,150円 1,550円	
44. 9	与野市国民健康保険財政調整基金条例施行	
44. 10. 7	浦和市国民健康保険税条例の一部改正 ・税率改正 (所得割・資産割・均等割・平等割) 2.6% 27.0% 1,050円 1,660円	

年 月	事 業 内 容	国 の 施 策	
昭 45. 2	減額対象世帯の控除額45,000円を50,000円に	診療報酬の改定、医科、8.77%・ 歯科7.73%引上げ	
45. 3. 30	浦和市養老保険年金支給条例制定 浦和市国民健康保険税条例の一部改正 ・審査員3名増員		
45. 7		診療報酬の改定、医科、0.97%引上げ	
45. 9	大宮市助産費を10,000円に引上げ		
45. 10. 9	浦和市国民健康保険税条例の一部改正 助産費2,000円を10,000円に 浦和市国民健康保険税条例の一部改正 ・月額課税の改正 ・減額対象世帯の控除額50,000円を65,000円に ・長期短期譲渡所得課税特例		
45. 10. 9	浦和市国民健康保険診療所条例を廃止		
45. 10. 31	浦和市国民健康保険診療所規則を廃止		
46. 3. 31	浦和市養老保険年金支給条例の全面改正 所管を福祉事務所に移管する		
46. 4	浦和市敬老保険年金支給条例を制定 大宮市葬祭費を5,000円に引上げ 大宮市保険税の課税最高限度額を80,000円に引上げ		
46. 6. 3	浦和市国民健康保険税条例の一部改正 ・課税限度額50,000円を80,000円に ・減額対象世帯の控除額65,000円を80,000円に		
47. 2			診療報酬の改定、医科・歯科13.7%・ 薬局6.54%引上げ
47. 9. 30	浦和市国民健康保険税条例の一部改正 ・減額対象世帯の控除額80,000円を90,000円に		
48. 4	大宮市助産費を15,000円に引上げ 大宮市葬祭費を7,000円に引上げ		
48. 8. 1	浦和市国民健康保険税条例の一部改正 ・結核予防法35条患者の10割給付		
48. 9. 29	浦和市国民健康保険税条例の一部改正 ・減額対象世帯の控除額90,000円を100,000円に		
49. 2		診療報酬の改定、医科19.0%・ 歯科19.0%・薬局8.5%引上げ	
49. 3. 30	浦和市国民健康保険税条例の一部改正 ・助産費10,000円を20,000円に ・葬祭費2,000円を5,000円に		
49. 3	与野市助産費10,000円を20,000円に 与野市葬祭費2,000円を5,000円に		
49. 4. 1	浦和市口座振替納付制度発足		
49. 4	大宮市保険税の課税最高限度額を120,000円に引上げ、大宮市助産費を20,000円に引上げ、大宮市葬祭費を10,000円に引上げ		
49. 9. 25	浦和市国民健康保険税条例の一部改正 ・任意給付による高額療養費支給を10月1日より実施 ・課税限度額80,000円を120,000円に ・減額対象世帯の控除額100,000円を110,000円に ・みなし法人課税を選択した場合及び土地の譲渡等に係る事務所得課税特例		

年 月	事 業 内 容	国 の 施 策
昭 49. 10. 1	浦和市任意給付による高額療養費支給 (30,000円を超える額)	
49. 10	与野市任意給付による高額療養費支給 (30,000円を超える額)	
49. 10		診療報酬の改定、医科16.0%・ 歯科16.2%・薬局6.6%引上げ
49. 10. 24	浦和市国民健康保険給付規則の一部改正 高額療養費支給関係様式の制定	
50. 4	大宮市診査支払業務を50年3月診療分より国保連合 会に委託	
50. 7		助産費補助金の改正40,000円×1/3
50. 9. 29	浦和市国民健康保険条例の一部改正 診療報酬審査会削除 浦和市国民健康保険税条例の一部改正 ・月割課税の改正 ・減額対象世帯の控除額110,000円を130,000円に ・長期譲渡所得に係る国民健康保険税の特例期間の 改正	
50. 10		
50. 12. 20	浦和市国民健康保険条例の一部改正 高額療養費任意給付から法廷給付へ	高額療養費任意から法定
51. 3. 31	浦和市国民健康保険条例の一部改正 ・助産費20,000円を40,000円に ・葬祭費5,000円を10,000円に 浦和市国民健康保険税条例の一部改正 税率改正 (所得割・資産割・均等割・平等割) 4.8% 30.0% 2,100円 3,300円	
51. 3	与野市国民健康保険税条例の一部改正 ・税率改正 (所得割・資産割・均等割・平等割) 3.5% 29.0% 2,100円 2,700円 ・助産費40,000円に引上げ ・葬祭費10,000円に引上げ	
51. 4	大宮市助産費を40,000円に引上げ 大宮市葬祭費を20,000円に引上げ 大宮市保険税率改正 (所得割・資産割・均等割・平等割) 2.4% 29.5% 1,700円 2,700円	診療報酬の改定、医科・9.0%・薬局4.9% 引上げ
51. 8. 1	大宮市保険税の課税最高限度額を150,000円に引上げ 高額療養費自己限度額の改定(30,000円→39,000円)	高額療養費自己限度額の改定 (30,000円→39,000円) 診療報酬の改定、歯科9.6%引上げ
51. 9. 13	浦和市国民健康保険税条例の一部改正 ・課税限度額120,000円を150,000円に ・減額対象世帯の控除額130,000円を140,000円に	
52. 4. 1	浦和市国民健康保険高額療養費資金貸付規則の制定	
52. 4	大宮市保険税率改正 (所得割・資産割・均等割・平等割) 4.8% 35.5% 2,900円 4,500円 大宮市保険税の課税最高限度額を170,000円に引上げ	

年 月	事 業 内 容	国 の 施 策
昭 52. 9. 30	浦和市国民健康保険税条例の一部改正 ・課税限度額を150,000円を170,000円に ・減額対象世帯の控除額140,000円を150,000円に ・擬制世帯主に係る保険税の賦課を廃止 ・月額課税の改正 ・保険税の申告書の提出	助産費補助金の改正60,000円×1/3 診療報酬の改定、医科9.3%・歯科12.5% 薬局1.6%引上げ
52. 10 53. 2		
53. 3. 31	浦和市国民健康保険条例の一部改正 ・助産費20,000円を40,000円に ・葬祭費10,000円を20,000円に	国民健康づくり施策により国民健康保 険の保健婦を一般会計へ身分移管
53. 3	与野市国民健康保険税条例の一部改正 ・税率改正 (所得割・資産割・均等割・平等割) 4.6% 30.0% 2,700円 3,500円 ・賦課限度額を190,000円に引上げ ・助産費を60,000円に引上げ ・葬祭費を20,000円に引上げ	
53. 4	大宮市助産費を60,000円に引上げ 大宮市葬祭費を30,000円に引上げ 大宮市保険税の課税最高限度額を190,000円に引上げ 大宮市外国人登録者全員を国保適用とする 大宮市電算システム開発(給付)	
53. 9. 30	浦和市国民健康保険条例の一部改正 ・助産費の併給禁止 浦和市国民健康保険税条例の一部改正 ・課税限度額を170,000円を190,000円に ・減額対象世帯の控除額150,000円を160,000円に	
54. 3	大宮市国民健康保険給付費支払基金条例施行	
54. 3. 26	浦和市国民健康保険条例の一部改正 ・全外国人の資格適用	
54. 4	大宮市賦課方式の変更、資産割額を廃止し、三方式 に改正(所得割・均等割・平等割) 4.8% 2,900円 4,500円 大宮市保健施設の「保健婦」を削除し、市保健婦に 大宮市電算システムオンライン化	
54. 6	与野市賦課限度額を220,000円に引上げ	
54. 9. 28	浦和市国民健康保険条例の一部改正 ・助産費60,000円を80,000円に ・葬祭費20,000円を30,000円に 昭和54年12月1日から適用 浦和市国民健康保険税条例の一部改正 ・課税限度額190,000円を220,000円に ・減額対象世帯の控除額160,000円を165,000円に	
54. 12	大宮市助産費を80,000円に引上げ	
55. 2. 28	大宮市葬祭費を40,000円に引上げ	
55. 3. 31	浦和市国民健康保険事業30周年記念式典 浦和市国民健康保険給付規則の一部改正 条文並びに様式の整備	
55. 4. 1	浦和市事務機構改革により給付係を管理係に統合	

年 月	事 業 内 容	国 の 施 策
昭 55. 4	大宮市保険税の課税最高限度額を220,000円に引上げ 大宮市保険税の納期を6回から8回に改める 大宮市国民健康保険予防検診助成要綱施行 (助成額10,000円)	
55. 6	与野市国民健康保険税条例の一部改正 賦課限度額を240,000円に引上げ	
55. 9. 29	浦和市国民健康保険税条例の一部改正 ・課税限度額220,000円を240,000円に ・減額対象世帯の控除額165,000円を170,000円に ・長期譲渡所得に係る課税の特例の廃止 ・みなし法人課税を選択した場合に係る課税の特例の 延長	
55. 11	大宮市国民健康保険健康優良家庭表彰要綱施行	
56. 3. 31	浦和市国民健康保険の保険給付費支払基金の設置、 管理及び処分に関する条例の一部改正 条文の整備 浦和市国民健康保険条例の一部改正 条文の整備 浦和市国民健康保険税条例の一部改正 納期の変更 ・課税限度額240,000円を260,000円に ・減額対象世帯の控除額170,000円を175,000円に ・減額対象世帯の基準額220,000円を230,000円に 浦和市国民健康保険税条例施行規則の一部改正 ・仮算定廃止、納期変更に伴う条文様式の整備	
56. 3	与野市国民健康保険税条例の一部改正 ・税率改正 (所得割・資産割・均等割・平等割) 5.3% 37.0% 4,000円 6,000円 ・賦課限度額を260,000円に引上げ	
56. 4. 1	浦和市事務機構改革により収税係を新設 浦和市国民健康保険税徴収員制度採用 大宮市保険税率改正 (所得割・均等割・平等割) 6.8% 4,100円 6,500円 大宮市保険税の賦課最高限度額を240,000円に引上げ	
56. 6		診療報酬の改定、医科8.4%・歯科5.9% 薬局3.8%引上げ 薬価基準18.6%引下 げ 助産費補助金の改正100,000円×1/3
57. 3	大宮市助産費を100,000円に引上げ 大宮市葬祭費を50,000円に引上げ	
57. 3. 31	浦和市国民健康保険条例の一部改正 ・助産費を80,000円から100,000円に 昭和57年3月1日から適用 ・葬祭費を30,000円から40,000円に 昭和57年4月1日から適用 浦和市国民健康保険条例の一部改正 ・助産費、葬祭費の口座振替支給に伴う条文様式の整備	
57. 6. 5	浦和市国民健康保険条例の一部改正 ・課税限度額260,000円を270,000円に ・減額対象世帯の控除額175,000円を180,000円に ・減額対象世帯の基準額230,000円を240,000円に	

年 月	事 業 内 容	国 の 施 策
昭 57. 7	与野市国民健康保険条例の一部改正 ・葬祭費を40,000円に引上げ	
57. 9. 1	高額療養費自己負担限度額の改定(39,000円→45,000円)、低所得者特例措置実施(39,000円)	高額療養費自己負担限度額の改定、 低所得者特例措置実施
58. 1	高額療養費自己負担限度額の改定(45,000円→51,000円)	老人医療費対象者及び市民税非課 税世帯は39,000円据え置き 高額療養費自己負担限度額の改定 薬価基準4.9%引下げ (医療費ベース1.5%)
58. 2. 1		老人保健法の施行 [一部負担金 外来400円、入院 1日300円(2ヶ月を限度)]
58. 4	大宮市機構改革により国保年金課となる	
58. 5	大宮市国民健康保険予防検診助成要綱の一部改正	
58. 6. 1	浦和市国民健康保険税条例の一部改正 ・課税限度額270,000円を280,000円に ・減額対象世帯の控除額180,000円を185,000円に 条文の整備	
59. 3	与野市国民健康保険税条例の一部改正 ・税率改正 (所得割・資産割・均等割・平等割) 5.3% 37.0% 4,000円 5,000円 ・賦課限度額を320,000円に引上げ	
59. 4. 1	高額医療費共同事業発足	
	大宮市保険税の課税最高限度額を270,000円に引上げ	
59. 6. 27	浦和市国民健康保険税条例の一部改正 ・課税限度額280,000円を350,000円に (経過措置 昭和59年度に限り320,000円) ・減額対象世帯の控除額185,000円を190,000円に ・減額対象世帯の基準額240,000円を260,000円に ・基礎控除額を220,000円から260,000円に ・みなし法人課税を選択した場合に係る課税の特例の 延長 条文の整備	
59. 9. 25	退職者医療制度の創設に伴う一部負担金割合の変 更条文の整備	
59. 10	高額療養費制度の改正 市民税非課税世帯39,000円→30,000円 ○世帯合算……1件30,000円(21,000円)以上が2件 以上の場合51,000円(30,000円) ○多数該当……年4回以上該当の場合30,000円 市民税非課税世帯(21,000円) ○特定疾病……人工透析を必要とする慢性腎不全、 血友病の場合10,000円	退職者医療制度の創設 高額療養費支給制度の改正 多数該当・世帯合算の実施及び 特定疾病等の例外認定 非課税世帯高額療養費自己負担 限度額の改正39,000円→30,000円 国庫負担金交付率の改正 総医療費×40/100→ 総医療費×平均給付率×40/100 調整交付金交付率の改正 総医療費×5/100→ 総医療費×平均給付率×10/100
60. 3		診療報酬の改定、医科3.5%・歯科2.5% 薬局0.2%引上げ 薬価基準6.0%引下げ (医療費ベース2.1%)

年 月	事 業 内 容	国 の 施 策
昭 60. 4	与野市国民健康保険税条例の一部改正 ・賦課限度額を350,000円に引上げ 与野市国民健康保険条例の一部改正 ・助産費を130,000円に引上げ 大宮市保険税の課税最高限度額を290,000円に引上げ 大宮市高額医療共同事業実施	
60. 6. 29	浦和市国民健康保険税条例の一部改正 ・減額対象世帯の控除額190,000円を195,000円に ・条文の整備	
60. 12. 27	浦和市国民健康保険条例の一部改正 ・退職者医療制度の創設に伴い国保運営協議会委員 に被用者保険等保険者を代表する委員3人を加え 委員数を15人に	
61. 3	大宮市助産費を130,000円に引上げ 与野市国民健康保険税条例の一部改正 ・税率改正 (所得割・資産割・均等割・平等割) 6.0% 40.0% 5,000円 6,000円 ・葬祭費を50,000円に引上げ	助産費補助金の改正130,000円×1/3
61. 3. 29	浦和市国民健康保険条例の一部改正 ・助産費100,000円を130,000円に 昭和61年3月1日から適用 ・葬祭費40,000円を50,000円に 昭和61年4月1日から適用 浦和市国民健康保険税条例の一部改正 税率改正 (所得割・資産割・均等割・平等割) 7.2% 30.0% 4,200円 6,600円 61年度から適用 減額世帯は62年度から適用	
61. 4	大宮市葬祭費を60,000円に引上げ 大宮市保険税率改正 (所得割・均等割・平等割) 8.2% 6,800円 9,900円	診療報酬の改定、医科2.5%・歯科1.5% 薬局0.3%引上げ 薬価基準5.1%引下げ (医療費ベース1.5%)
61. 5. 1	大宮市保険税の課税最高限度額を350,000円に引上げ 高額療養費自己負担限度額の改定 (51,000円→54,000円)	高額療養費自己負担限度額の改正
61. 5. 31	浦和市国民健康保険条例の一部改正 ・外国人適用の条文削除(国籍を問わず市内在住の全 ての者に国保適用) ・減額対象世帯の控除額195,000円を200,000に ・減額対象世帯の基準額260,000円を270,000円に	
62. 1. 1		老人保健法一部改正[一部負担金 外来800円、(非課税者400円)、 入院・1日400円(非課税者1日300円) 2か月を限度] 国民健康保険法の一部改正 特別の事情のない保険税の滞納者 に対して保険証を返還させ、資格証明書 を交付

年 月	事 業 内 容	国 の 施 策
昭 62. 2. 25	浦和市国民健康保険条例施行規則の制定 ・旧給付規則及び旧運営協議会規則を統合し保険条例規則とした	
62. 4	浦和市国民健康保険税条例の一部改正 ・条文並びに様式の整備 大宮市保険税率改正 (所得割・均等割・平等割) 8.2% 6,800円 11,100円 大宮市保険税の課税最高限度額を370,000円に引上げ 与野市国民健康保険税条例の一部改正 ・賦課限度額を390,000円に引上げ	
62.6. 25	浦和市国民健康保険税条例の一部改正 ・課税限度額350,000円を370,000円に ・減額対象世帯の控除額200,000円を205,000円に ・減額対象世帯の基準額270,000円を280,000円に	
63. 4	大宮市保険税の課税最高限度額を390,000円に引上げ 大宮市国民健康保険予防検診助成額を15,000円に引上げ 与野市国民健康保険税条例の一部改正 ・賦課限度額を400,000円に引上げ	
63. 6. 1		
63. 6. 3	浦和市国民健康保険税条例の一部改正 ・課税限度額370,000円を390,000円に ・減額対象世帯の控除額205,000円を210,000円に ・超短期譲渡の特例	
平 元. 4	大宮市保険税率改正 (所得割・均等割・平等割) 8.4% 7,600円 11,000円 大宮市保険税の課税最高限度額を400,000円に引上げ 大宮市国保財政健全化対策検討委員会発足～H2.1	
元. 4	与野市国民健康保険税条例の一部改正 ・賦課限度額を420,000円に引上げ	
元. 6. 1	高額療養費制度の改正 (54,000円→57,000円) 市民税非課税世帯(30,000円→31,800円) 多数該当……年4回以上該当の場合33,000円 市民税非課税世帯(22,200円)	
元. 6. 2	浦和市国民健康保険税条例の一部改正 ・課税限度額390,000円を400,000円に	

国民健康保険法の一部改正
1 保険基盤安定制度 低所得者に対する保険料(税)軽減分について公費で負担(国1/2、都道府県、市町村1/4負担)
2 高医療費市町村における運営の健全化
3 高額医療費共同事業の強化・拡充(国・都道府県が一部助成)
4 老人保険拠出金に係る国保負担の見直し
※ (1、3、4、については、昭和63年、平成元年度の措置。平成2年度に見直し)

診療報酬の改定、医科0.8%・歯科0.32%
薬局1.5%引上げ 薬価基準2.4%引上げ
(医療費ベース0.72%)

高額療養費自己負担限度額の改定

年 月	事 業 内 容	国 の 施 策
平 2. 3. 31	<ul style="list-style-type: none"> ・減額対象世帯の控除額210,000円を215,000円に ・みなし法人課税を選択した場合に係る課税の特例の延長 ・株式等の譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例 ・公的年金が雑所得となったことに伴う調整 	
2. 4	<ul style="list-style-type: none"> 葬祭費50,000円を60,000円に 平成2年4月1日から適用 	診療報酬の改定、医科4.0%・歯科1.4%
3. 4	<ul style="list-style-type: none"> 大宮市国民健康保険予防検診助成額を20,000円に 引上げ 	薬局1.9%引上げ 薬価基準9.2%引下げ (医療費ベース2.7%)
3. 4	<ul style="list-style-type: none"> 大宮市国民健康保険予防検診助成額を25,000円に 引上げ 	保険基盤安定制度の恒久化
3. 5. 1	<ul style="list-style-type: none"> 与野市国民健康保険税条例の一部改正 ・賦課限度額を440,000円に引上げ 	高額療養費自己負担限度額の改定
3. 5. 1	<ul style="list-style-type: none"> 高額療養費制度の改正 (57,000円→60,000円) 	
4. 1. 1	<ul style="list-style-type: none"> 市民税非課税世帯(31,800円→33,600円) 	老人訪問看護制度の創設
4. 3. 30	<ul style="list-style-type: none"> 多数該当……年4回以上該当の場合34,800円 市民税非課税世帯(23,400円) 	
4. 1. 1	<ul style="list-style-type: none"> 浦和市国民健康保険条例の一部改正 	
4. 3. 30	<ul style="list-style-type: none"> ・助産費130,000円を240,000円に 平成4年4月1日から適用 	
4. 3	<ul style="list-style-type: none"> 浦和市国民健康保険税条例の一部改正 ・課税方式を4方式のうち資産割と平等割を廃止し、 所得割(6.7%)均等割(9,800円)の2方式に ・課税限度額400,000円を420,000円に 	
4. 3	<ul style="list-style-type: none"> 与野市国民健康保険税条例の一部改正 ・税率改正 (所得割・資産割・均等割・平等割) 6.3% 35.0% 7,000円 8,000円 	
4. 3	<ul style="list-style-type: none"> ・助産費を240,000円に引上げ ・葬祭費を60,000円に引上げ 	
4. 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> 大宮市保険税の課税最高限度額を420,000円に引上げ 大宮市助産費を240,000円に引上げ 大宮市埼玉県国保連合会共同電算処理に委託 (平成4年4月診療分より) 	老人保健法一部改正(一部負担金 外来900円、入院・1日600円)
4. 4. 1		助産費補助金の改正と一般財源化 130,000円×1/3→240,000円×1/3
4. 4. 1		職員給与費の一般財源化
4. 4. 1		国保財政安定化支援事業の創設
4. 4. 1		国保特別対策費補助金の新設
4. 4. 1		診療報酬の改定、医科5.4%・歯科2.7%
4. 4. 1		薬局1.9%引上げ 薬価基準8.1%引下げ (医療ベース2.4%)
4. 4. 1		歯科材料費ベース0.1%引下げ
4. 6. 6	<ul style="list-style-type: none"> 浦和市国民健康保険税条例の一部改正 ・減額対象世帯の控除額220,000円を225,000円に 	
5. 3. 29	<ul style="list-style-type: none"> 浦和市国民健康保険条例の一部改正 ・葬祭費60,000円を80,000円に 平成5年4月1日から適用 	

年 月	事 業 内 容	国 の 施 策
平 5. 3 5. 4. 1	浦和市国民健康保険税条例の一部改正 ・課税限度額420,000円を440,000円に ・みなし法人課税を選択した場合に係る課税の特例の廃止 与野市国民健康保険税条例の一部改正 ・賦課限度額を460,000円に引上げ ・葬祭費を80,000円に引上げ	
5. 5. 1	高額療養費制度の改正 (60,000円→63,000円) 市民税非課税世帯(33,600円→35,400円) 多数該当……年4回以上該当の場合37,200円 市民税非課税世帯(24,600円)	老人保健法一部改正(一部負担金 外来1,000円、入院・1日700円) 国保財政安定化支援事業の拡充・制度化 保険基盤安定制度の暫定措置 国庫負担1/2→定額化100億円 老人加入率20%超保険者への 財政支援措置 国保事務費の一部一般財源化 高額療養費自己負担限度額の改定
5. 6. 11	浦和市国民健康保険税条例の一部改正 ・減額対象世帯の控除額225,000円を230,000円に	
6. 3. 24	浦和市国民健康保険税条例の一部改正 ・課税限度額440,000円を460,000円に	
6. 3. 31	浦和市国民健康保険条例施行規則の一部改正 様式の整備 浦和市国民健康保険税条例施行規則の一部改正 様式の整備	
6. 3	与野市国民健康保険税条例の一部改正 ・賦課限度額を480,000円に引上げ	
6. 4. 1	大宮市保険税の課税最高限度額を460,000円に引上げ 大宮市葬祭費を100,000円に引上げ 大宮市国民健康保険予防検診助成額を30,000円に 引上げ、対象年齢を40歳から35歳に引下げ	診療報酬の改定、医科5.2%・歯科2.3% 調剤2.1%引上げ (10月1日から、1.5%引上げ) 薬価基準6.6%引下げ (医療ベース2.1%)
6. 6. 6	浦和市国民健康保険税条例の一部改正 ・減額対象世帯の控除額230,000円を235,000円に	
6. 7. 1	大宮市国民健康保険予防検診助成要綱の全部改正 (助成方法等の変更)	
6. 9. 27	浦和市国民健康保険条例の一部改正 ・助産費を出産育児一時金に改め、支給額240,000円を 300,000円に 浦和市国民健康保険条例施行規則の一部改正 様式の整備	
6. 10. 1		国民健康保険法の一部改正 ・付添看護・介護の解消 ・在宅医療の推進 ・入院時食事療養費の創設 1 入院時食事標準負担額 1日600円

年 月	事 業 内 容	国 の 施 策
<p>平 7. 3. 24</p> <p>7. 4. 1</p> <p>7. 6. 30</p> <p>7. 7. 1</p> <p>8. 4. 1</p>	<p>浦和市国民健康保険税条例の一部改正 ・課税限度額460,000円を480,000円に納期の変更 ・第5期12月25日までを12月28日までに</p> <p>浦和市国民健康保健税条例施行規則の一部改正 ・条文の整備</p> <p>大宮市保険税率改正 (所得割・均等割・平等割) 8.4% 12,000円 16,300円</p> <p>大宮市保険税の課税最高限度額を480,000円に引上げ</p> <p>浦和市国民健康保険条例の一部改正 ・結核予防法第35条に係る一部負担金免除規定の削除</p> <p>浦和市国民健康保険条例の一部改正 ・葬祭費80,000円を100,000円に ・税率改正 所得割(8.4%)均等割(24,500円)</p>	<p>2 入院時食事標準負担額減額対象者 (1)市民税非課税世帯等の被保険者 1日450円 (2)市民税非課税世帯等の被保険者で、 4か月以上入院している場合 入院4か月以降 1日300円 (3)市民税非課税世帯等の被保険者で、 老齢福祉年金受給権利者 1日200円</p> <p>・出産育児一時金の創設 助産費を改め、240,000円を300,000円 に改定</p> <p>・移送費の現金支給</p> <p>老人保健法の一部改正 施設整備に係る事業費拠出金制度創設 国民健康保険医等の保険医等への統合 療養取扱機関の保険医療機関等への 統合</p> <p>住所地特例措置:社会福祉施設への 措置入所</p> <p>老人加入率の上限・下限の改正 ・上限20%→平成7年度22% 平成8年度以降22%~26% 3年後に 見直し ・下限1.0%→1.5%平成7年度以降見 直しが行われるまで1.4%</p> <p>老人保健法の一部改正(一部負担金 外来1,010円、入院・1日700円)</p> <p>国民健康保険法の一部改正 ・住所地特例の創設 ・社会福祉施設に係る住所地特例措置</p> <p>国民健康保険法の一部改正 ・住所地特例の拡大 ・精神結核施設に係る住所地特例措置 精神保健法・結核予防法の一部改正 ・公費負担優先制度から保険負担優先 制度に改正</p>

年 月	事 業 内 容	国 の 施 策
	平成8年度より適用 浦和市国民健康保険条例の一部改正 ・納期の変更 6回を8回に ・課税限度額480,000円を520,000円に ・保険税軽減額の引上げ 1号軽減 14,700円に 2号軽減 9,800円に 与野市国民健康保険税条例の一部改正 ・税率改正 (所得割・資産割・均等割・平等割) 7.5% 20.0% 12,000円 12,000円 ・賦課限度額を500,000円に引上げ ・葬祭費を100,000円に引上げ 大宮市保険税率改正 ・(所得割・均等割・平等割) 8.4% 13,100円 16,300円 ・大宮市保険税の課税最高限度額を500,000円に引上げ 与野市国民健康保険健康家庭表彰事業開始	診療報酬の改定、医科3.6%・歯科2.2% 調剤1.3%引上げ 薬価基準6.8%引下げ (医療費ベース2.0%) 特例保険医療材料引下げ (医療費ベース0.1%) 再算定等医療費ベース0.5%引下げ 老人保健法一部改正(一部負担金 外来1,020円、入院・1日710円) 高額療養費自己負担限度額の改定 国民健康保険介護機器利用費 助成事業発足 平成8年4月1日より 施行
平 8. 6. 1	高額療養費制度の改正 (63,000円→63,600円)	
8. 6. 10	浦和市国民健康保険税条例の一部改正 ・減額対象世帯の控除額235,000円を240,000円に	
8. 9	大宮市健康優良家庭表彰要綱を一部改正 ・10年表彰及び軽減世帯を対象に加える	
9. 4	大宮市保険税の課税最高限度額を520,000円に引上げ 与野市保険税の課税最高限度額を520,000円に引上げ	診療報酬の改定 1.7%引上げ消費税 対応分0.77%引上げ (医科0.32%・歯科0.43%・調剤0.15%) 合理化対応分0.93%引上げ (医科0.99%・歯科0.32%・調剤1.00%) 薬価基準4.4%引下げ (医療費ベース1.32%) 国保財政安定化支援事業、平成11年度 まで継続 保険基盤安定制度国庫負担の段階的 復元 平成11年度に定額から定率 (1/2)に復元
9. 6		被保険者に診療報酬明細書等の開示を 認める
9. 9. 1		老人保健法の一部改正 一部負担金 外来1日500円 [1か月に4日(2,000円)を限度] 入院・1日1,000円(措置) 国民健康保険法・老人保健法の一部改正 外来の際に薬剤にかかる一部負担金 の改正

年 月	事 業 内 容	国 の 施 策
平 9. 10	大宮市レセプトの開示要領制定 大宮市高額療養費委任払要領制定 (平成9年12月診療分より開始)	薬剤の支給1日分につき、2～3種類 30円、4～5種類60円、6種類以上100円 外用薬については一調剤につき1種類 50円、2種類100円、3種類以上150円 頓服薬については、1種類につき10円
9. 10	与野市レセプトの開示要領制定	
9. 12		介護保険法成立・公布
10. 4. 1	浦和市国民健康保険税条例の一部改正	
	・課税限度額520,000円を530,000円に	
	浦和市行政手続条例の適用除外	
	特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の	
	繰越控除等に係る課税特例	
	与野市国民健康保険税条例の一部改正	
	・賦課限度額を530,000円に引上げ	
	大宮市保険税の課税最高限度額を530,000円に引上げ	診療報酬の改定、医科1.5%・歯科1.5%・ 調剤0.7%引上げ 薬価基準9.7%引下げ (医療費ベース2.7%) 特定保険医療材料引下げ (医療費ベース2.7%) 老人保健法の一部改正 一部負担金 入院・1日1,000円
10. 6. 10	浦和市国民健康保険税条例の一部改正	
	・減額対象世帯の控除額240,000円を245,000円に	
	・超短期譲渡の特例廃止	
10. 7. 1		退職者に係る老人医療拠出金の負担の 見直し 市町村国民健康保険の事務費負担金の 一般財源化(平成10年度分より) 老人保健該当者に係る薬剤一部 負担金の免除(波及増分は国の負担)
12. 4. 1	浦和市国民健康保険条例の一部改正条文の整備	
	浦和市国民健康保険税条例の一部改正	
	・国民健康保険税を基礎課税額と介護納付金課税額 とする	
	介護納付金課税額 所得割 1.0%	
	均等割 4,500円	
	課税限度額を基礎課税額 530,000円に	
	介護納付金課税額 70,000円に	
	与野市国民健康保険税条例の一部改正	
	・国民健康保険税を基礎課税額と介護納付金課税額と とする	
	介護納付金課税額 所得割 1.0%	
	均等割 3,500円	
	課税限度額を基礎課税額 530,000円	
	介護納付金課税額 70,000円	
	・納期を6期から8期へ	
	大宮市介護納付金課税額の税率等を定める	介護保険法施行

年 月	事 業 内 容	国 の 施 策
平 13. 5	大宮市保険税の課税最高限度額を基礎課税額530,000円、介護納付金課税額70,000円に改正 介護納付金課税額 所得割 0.8% 均等割 4,000円 平等割 2,200円	診療報酬の改定 医科2.0%・歯科2.0%・調剤0.8%引上げ 薬価基準7.0%引下げ (医療費ベース1.7%)
13. 10	さいたま市国民健康保険条例施行 ・さいたま市国保健康診査開始	
14. 4	さいたま市国民健康保険税率を定める (医療分) (介護分) 所得割 9.1% 所得割 1.7% 均等割 29,500円 均等割 7,000円	
14. 10. 1		国民健康保険法関係法令の改正 ・一部負担金の見直し (平成14年10月からの一部負担割合) 一般被保険者の一部負担割合 (3歳未満 2割、3歳～69歳 3割、70歳以上 1割(一定以上所得者 2割) 退職被保険者・被扶養者の一部負担(3割) ・高額療養費の見直し 70歳未満の人の自己負担限度額 70歳以上の人の自己負担限度額 ・退職被保険者等に係る老人医療費 拠出金の見直し 拠出金の全額を退職者医療で負担 国庫負担・交付金の改正 ・国庫広域化等支援基金の創設 保険財政広域化支援事業 保険財政自立支援事業 基金の設置
15. 4. 1	政令指定都市へ移行	・保険料(税)の不均一賦課 国民健康保険法関係法令の改正 ・退職被保険者・被扶養者の一部負担割合が一律3割へ改正 (特例療養費の廃止) ・外来の薬剤一部負担金の廃止 ・保険者支援制度の創設 (平成15年度から3年間の時限措置) ・高額医療費共同事業の拡充・制度化 (平成15年度から3年間の時限措置) ・療養給付費等拠出金の算定の見直し ・保険料の徴収の私人委託 ・保険料(税)の算定方法の見直し 標準基礎課税総額の見直し 所得控除額の見直し ・公的年金等特別控除の廃止 ・給与所得特別控除の廃止 ・専従者給与等控除の適用 ・長期譲渡所得等特別控除の適用

年 月	事 業 内 容	国 の 施 策
平 17. 4. 1	岩槻市と合併	国民健康保険法関係法令の改正 ・都道府県財政調整交付金の導入 7/100(平成17年度のみ5/100) ・定率国庫負担を40/100→34/100変更 (平成17年度のみ36/100) ・調整交付金を10/100→9/100変更 ・保険基盤安定制度 (保険料軽減分の国負担廃止) 県負担1/4→3/4変更
17. 8. 1		前期高齢者の現役並み所得者の判定 基準の変更 所得額: 124万円以上→145万円以上 収入額: 単身世帯 450万円以上→484万円以上 複数世帯 637万円以上→621万円以上
17. 10. 1	被保険者証をカード様式に変更	
18. 4. 1	国民健康保険税条例の一部改正 ・公的年金等特別控除の適用 (平成18年度130,000円、平成19年度70,000円) 国民健康保険条例の一部改正 ・診療報酬の算定方法の告示に伴う、往診料等に 係る一部負担金の規定の変更	入院時の食事負担方法の変更 ・「1日単位」→「1食単位」 診療報酬の改定 診療報酬本体1.36%・薬価等1.8%引下げ (合計3.16%引下げ) ・高額医療費共同事業の継続 (対象医療費700,000円から800,000円) ・保険者支援制度の継続
18. 6		健康保険法等の一部改正する法律により 老人保健法から高齢者の医療の確保に 関する法律に改正(平成20年度施行) 特定健康診査等基本指針及び特定健 康診査等実施計画の策定を位置づけ
18. 6. 22	国民健康保険条例の一部改正 ・一部負担金の規定の整備	
18. 8. 1		70歳以上の国保加入者の現役並み所 得の判定基準の変更 ・世帯数(70歳以上の国保加入者(老健 該当者も含む)の人数) 1人 484万円未満→383万円未満 2人以上 621万円未満→520万円未満 公的年金等控除の見直し及び老年者控 除の廃止に伴い、新たに現役並み所得 者となる者のうち、一定要件に該当する 者について、平成18年8月から2年間 自己負担額が一般になる経過措置施行
18. 10. 1	国民健康保険条例の一部改正 ・出産育児一時金300,000円を350,000円に ・葬祭費100,000円を50,000円に ・児童福祉法の改正に伴う規定の整備 国民健康保険税条例の一部改正 ・租税条約実施特例法改正等に伴う条例の規定の整備	国民健康法関係法令の改正 ・一部負担割合の見直し 70歳以上の現役並み所得者 2割→3割 ・高額療養費の見直し 70歳未満の人の自己負担限度額 70歳以上の人の自己負担限度額 ・入院時生活療養費・保険外併用療養 費の創設

年 月	事 業 内 容	国 の 施 策
平 18. 10. 1	国民健康保険条例の一部改正 ・出産育児一時金300,000円を350,000円に ・葬祭費100,000円を50,000円に 国民健康保険税条例の一部改正 ・租税条約実施特例法改正等に伴う条例の規定の整備	・保険財政共同安定化事業の創設 国民健康法関係法令の改正 ・一部負担割合の見直し 70歳以上の現役並み所得者 2割→3割 ・高額療養費の見直し 70歳未満の人の自己負担限度額 70歳以上の人の自己負担限度額 ・入院時生活療養費・保険外併用療養費の創設 ・保険財政共同安定化事業の創設
18. 12. 22	国民健康保険条例の一部改正 ・児童福祉法の改正に伴う規定の整備	
19. 10. 1	被保険者証の送付方法を普通郵便から簡易書留へ変更	
20. 3	第1期さいたま市国民健康保険特定健康診査等実施計画策定	
20. 4. 1	国民健康保険被保険者が利用できる保養施設の廃止 国民健康保険条例の一部改正 ・国民健康保険運営協議会委員の定数の改正(退職者医療制度の廃止に伴い、被用者保険等保険者代表の定数を削減) 26人→24人 ・診療報酬の算定方法に係る厚生労働省告示の改正に伴う規定の整備 国民健康保険税条例の一部改正 ・賦課方式の変更、国民健康保険税減免制度の創設 ・国民健康保険税の特別徴収制度の創設 国民健康保険税の賦課方式等の変更 ・基礎課税額及び介護納付金課税額に後期高齢者支援金等課税額が加わり、2方式から3方式になる ・税率・均等割額・賦課限度額 基礎課税額 所得割 7.2% 均等割 24,000円 賦課限度額 470,000円 後期高齢者支援金等課税額 所得割 2.1% 均等割 6,500円 賦課限度額 120,000円 介護納付金課税額 所得割 2.1% 均等割 8,000円 賦課限度額 90,000円 普通徴収の納期の変更 6月～9月及び11月～2月までの8期から7月～2月までの8期に変更	国民健康保険関連法令の改正 ・自己負担割合の見直し 2割負担 3歳未満→義務教育就学前現役並み所得者以外の70歳以上75歳未満の自己負担割合が1割に据え置き ・入院時生活療養費の対象年齢が65歳以上に変更 ・退職者医療制度の廃止(平成26年度までは65歳未満の方が対象となる旨の経過措置あり。) ・高額医療・高額介護合算制度の創設 ・前期高齢者に係る財政調整制度の創設 ・長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の創設 診療報酬の改定 ・診療報酬全体0.82%の引下げ ・医科0.42%、歯科0.42%、調剤0.17%の引上げ ・薬価基準5.2%引下げ (医療費ベース1.1%引下げ) ・特定健康診査・特定保健指導の開始
20. 4	さいたま市国民健康保険人間ドック開始 特定保健指導実施率向上対策事業(スポーツクラブ1か月無料体験)開始	特定健康診査・特定保健指導開始
20. 10. 15	国民健康保険税の徴収方式の変更 ・年金からの特別徴収の開始	

年 月	事 業 内 容	国 の 施 策
平 21. 1. 1	国民健康保険条例の一部改正 ・産科医療補償制度に加入している分娩機関で分娩した場合、出産育児一時金に30,000円を加算	70歳以上現役並み所得者判定基準の見直し 75歳到達月の高額療養費限度額の見直し 出産育児一時金の30,000円引上げ (産科医療補償制度創設に伴う)
21. 4. 1	国民健康保険条例の一部改正 ・児童福祉法の改正に伴う規定の整備	中学生以下の者への資格証明書の交付の見直し 後発医薬品の活用促進 介護納付金賦課限度額の引上げ
21. 4	特定健康診査受診率向上対策事業(文書・電話勧奨)開始	
21. 5		特定疾患等に係る高額療養費限度額の見直し
21. 7. 17	国民健康保険条例の一部改正 ・国の緊急の少子化対策の実施により、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産した場合の出産育児一時金を40,000円引上げ390,000円に 国民健康保険税条例の一部改正 ・地方税法等の改正に伴う条例の規定の整備	
21. 10. 1		出産育児一時金直接支払制度の創設
22. 1. 1	国保システム切替(富士通株)→(株)アイネス)	
22. 3	健康優良家庭表彰(保険税完納世帯)の廃止	
22. 4. 1	国民健康保険税条例の一部改正 ・税率・均等割額・賦課限度額 基礎課税額 所得割 7.49% 均等割 29,200円 賦課限度額 500,000円 後期高齢者支援金等課税額 所得割 1.90% 均等割 7,400円 賦課限度額 130,000円 介護納付金課税額 所得割 1.90% 均等割 8,900円 賦課限度額 100,000円 ・国民健康保険税の軽減割合の変更 6割・4割から7割・5割・2割へ変更 ・特例対象被保険者等に係る課税の特例の創設 ・旧被扶養者減免の適用期間の改正	診療報酬の改定 ・診療報酬全体0.19%の引上げ 医科1.74%、歯科2.09%、 調剤0.52%の引上げ ・薬価基準5.75%引下げ (医療費ベース1.23%引下げ)
22. 5		国民健康保険法等の一部改正 ・高校生世代以下の者への資格証明書の交付の見直し ・財政支援措置の4年間延長 ・都道府県単位による市町村国保の広域化の推進
23. 3. 9	国民健康保険条例の一部改正 ・出産育児一時金の額を350,000円から390,000円へ引上げ(平成21年10月から平成23年3月末までの間の出産に限り390,000円としていた特例措置の廃止)	

年 月	事 業 内 容	国 の 施 策
平 23. 4. 1	国保収納部門を債権整理推進室へ移管	
23. 6. 1	一部負担金免除・徴収猶予要領策定	
24. 7. 25	医療費適正化対策の一環として、ジェネリック医薬品差	
24. 10. 25	国民健康保険税条例の一部改正 ・東日本大震災被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例	地方税法関連法令の一部改正
25. 3	第2期さいたま市国民健康保険特定健康診査等実施計画策定	
25. 4. 1	国民健康保険税条例の一部改正 ・特定同一世帯所属者制度の見直し等	地方税法関連法令の一部改正
25. 7. 9	国民健康保険税条例の一部改正 ・東日本大震災被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限延長特例の適用対象の拡大	地方税法関連法令の一部改正
25. 9. 6	一部負担金免除・徴収猶予要領の一部改正	
26. 3. 31		国民健康保険法に基づく保健事業の実施に関する指針の一部改正により国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)の策定を位置づけ
26. 4. 1	国民健康保険税条例の一部改正 ・国民健康保険税の軽減対象所得基準額の見直し ・特定同一世帯所属者制度の見直し等	地方税法関連法令の一部改正
26. 4	コンビニエンスストア納付の開始 特定健康診査受診率向上対策(早期受診キャンペーン)開始	
26. 10	生活習慣病重症化予防対策事業(受診勧奨)の開始	
26. 11	浦和区健康まつりでの生活習慣病予防啓発開始	
27. 1. 1	国民健康保険条例の一部改正 ・被保険者が出産した場合に支給する出産育児一時金の額を390,000円から404,000円に改めるもの 国民健康保険条例施行規則の一部改正 ・被保険者が出産した場合に支給する出産育児一時金の加算額を30,000円から16,000円に改めるもの(産科医療補償制度の掛金見直しによるもの 1人当たりの支給額420,000円は維持)	健康保険法施行令の一部改正 (国保条例参考例の一部改正)
27. 1	高額療養費制度の自己負担限度額等の変更 ・70歳未満の区分が3区分から5区分に細分化	国民健康保険法施行令の一部改正
27. 3	世界腎臓デーイベントでの生活習慣病予防啓発開始	
27. 4. 1	Pay-easy(ペイジー)口座振替受付サービスの開始 国民健康保険税条例の一部改正 ・国民健康保険税の軽減対象所得基準額の見直し	地方税法関連法令の一部改正
27. 6	生活習慣病重症化予防対策事業(生活指導)の開始	
28. 1. 1	国民健康保険税条例の一部改正 ・国民健康保険税減免申請書の記載事項に氏名、住所及び個人番号を追加 ・国民健康保険税の減免申請期限について「納期限前7日」から「納期限」に改めるもの 国民健康保険施行規則、国民健康保険税施行規則の改正 ・各種様式に個人番号欄を追加	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行
28. 3	第1期さいたま市国民健康保険保健事業実施計画(第1期データヘルス計画)策定	

年 月	事 業 内 容	国 の 施 策
平 28. 4. 1	国民健康保険税条例の一部改正 ・国民健康保険税の軽減対象所得基準額の見直し 国民健康保険施行規則、国民健康保険税施行規則の改正	地方税法関連法令の一部改正
28. 6. 27	国民健康保険税条例の一部改正 ・国民健康保険税減免申請書の記載事項から個人番号を削除	行政不服審査法の改正 平成28年度税制改正の大綱において、納税義務者等の負担の増加を踏まえ、マイナンバーを記載する書類について見直しが行われ一部の書類から個人番号が削除
28. 8. 5	一部負担金免除・徴収猶予要領の一部改正	
29. 4. 1	国民健康保険税条例の一部改正 ・国民健康保険税の軽減対象所得基準額の見直し 国民健康保険税条例の一部改正 ・賦課限度額 基礎課税額 520,000円 後期高齢者支援金等 160,000円 介護納付金 130,000円	
29. 8. 1		国民健康保険法施行令等の一部改正 ・70歳以上の現役並み及び一般所得者の高額療養費限度額の見直し ・一般及び低所得者の高額療養費年間限度額の追加
28. 8. 31	性同一性障害を有する者の被保険者証等について 申出により通称名の記載・性別の裏面記載を認める	
29. 10. 1		国民健康保険法施行規則の一部改正 ・入院時生活療養費の見直し
30. 1. 1	国民健康保険税条例の一部改正 ・特例適用利子等及び特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例 ・個人市民税で分離課税される特例利子等及び特例適用配当等額を、国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるもの	
30. 3	第3期さいたま市国民健康保険特定健康診査等実施計画・第2期さいたま市国民健康保険保健事業実施計画(第2期データヘルス計画)策定	
30. 3. 26	国民健康保険財政調整基金条例制定	
30. 4. 1	国民健康保険税条例の一部改正 ・税率・均等割額・賦課限度額 基礎課税額 所得割 7.49%(改正なし) 均等割 29,300円 賦課限度額 540,000円 後期高齢者支援金等課税額 所得割 1.93% 均等割 7,600円 賦課限度額 190,000円 介護納付金課税額 所得割 1.93%	国保の運営の在り方が見直され、都道府県と市町村が共同で国保を運営することとなる

年 月	事 業 内 容	国 の 施 策
平 30. 7. 5	均等割 9,200円 賦課限度額 160,000円 ・国民健康保険税の軽減対象所得基準額の見直し ・国民健康保険に要する費用に、高齢者の医療の確保に関する法律に規定する病床転換支援金等の要する費用を含めて国民健康保険税を課する特例措置の適用期限を6年延長するもの Pay-easy(ペイジー)納付、クレジットカード納付の開始 国民健康保険条例の一部改正	
30. 8. 1	・国民健康保険法の改正により、「国民健康保険運営協議会」という名称が無くなるため、条例において「国民健康保険運営協議会」の設置を謳うもの	国民健康保険法施行令等の一部改正 ・70歳以上の現役並み所得者の高額療養費、高額介護合算療養費の自己負担限度額の見直し
30. 10. 23	国民健康保険条例施行規則の一部改正 ・年間外来高額療養費について規定	
30. 11. 6	一部負担金免除・徴収猶予要領の一部改正	
31. 1. 1	国民健康保険条例施行規則の一部改正 ・はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費について、受領委任による取扱いが開始されることに係る規定の整備	
31. 4. 1	国民健康保険税条例の一部改正 ・税率・均等割額・賦課限度額 基礎課税額 所得割 7.51% 均等割 29,500円 賦課限度額 580,000円 後期高齢者支援金等課税額 所得割 2.01% 均等割 7,900円 賦課限度額 190,000円(改正なし) 介護納付金課税額 所得割 1.99% 均等割 9,500円 賦課限度額 160,000円(改正なし) ・国民健康保険税の軽減対象所得基準額の見直し ・旧被扶養者にかかる所得割の減免期間について「当分の間」としていたものを、「資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る」へ改めるもの 重複頻回受診者等保健指導事業の開始	
令 元. 8. 7	国民健康保険運営協議会委員改選 任期を3年へ変更	
元. 8. 25	国民健康保険条例施行規則の一部改正 ・被保険者証と高齢受給者証の一体化に向け、被保険者証の更新を毎年8月1日へ変更するもの	
元. 9. 30	一部負担金免除・徴収猶予要領の一部改正	
元. 10. 18	一部負担金免除・徴収猶予要領の一部改正	
2. 1. 1	市税事務所開設	
2. 3. 2	希望者の被保険者証に旧氏の併記	住民基本台帳法施行令等の一部改正 ・住民票、マイナンバーカード等へ旧氏を

年 月	事 業 内 容	国 の 施 策
令 2. 4. 1	国民健康保険税条例の一部改正 ・税率・均等割額・賦課限度額 基礎課税額 所得割 7.51%(改正なし) 均等割 29,500円(改正なし) 賦課限度額 610,000円 後期高齢者支援金等課税額 所得割 2.11% 均等割 8,500円 賦課限度額 190,000円(改正なし) 介護納付金課税額 所得割 1.99% 均等割 9,500円 賦課限度額 160,000円(改正なし)	併記
2. 4. 7	・国民健康保険税の軽減対象所得基準額の見直し	新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言 発出(～令和2年5月25日)
2. 4. 8		新型コロナウイルス感染症に係る緊急事 態宣言を踏まえた特定健康診査・特定保 健指導等における対応について発出(緊 急事態宣言中の特定健康診査等の実施 中止)
2. 4. 14	国民健康保険条例、国民健康保険条例施行規則の 一部改正 ・新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金について 規定	
2. 4. 27	緊急事態宣言により特定健康診査等実施を延期	
2. 4	生活習慣病重症化予防対策事業(高血圧性疾患) 開始	
2. 5. 25		通知カード新規発行廃止 ・住民票の内容と記載内容に変更ない場 合に限り、証明書として引き続き利用可 能。
2. 5. 26	緊急事態宣言解除により特定健康診査等実施開始	新型コロナウイルス感染症に係る緊急事 態宣言解除を踏まえた各種健診等におけ る対応について発出(関係機関と適宜相 談の上実施する旨通知)
2. 7. 10	新型コロナウイルス感染症の影響に係るさいたま市国 民健康保険税特例減免取扱要綱の制定	
2. 8. 1	被保険者証と高齢受給者証の一体化	
2. 9. 17	国民健康保険条例、国民健康保険条例施行規則の 一部改正 ・新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の支給 期間延長に伴う改正	
2. 9. 25		国民健康保険法施行規則の一部改正 ・告知要求制限 ・被保険者証の記号番号⇒記号・番号 令和2年10月1日施行
2. 9. 30	一部負担金免除・徴収猶予要領の一部改正	

年 月	事 業 内 容	国 の 施 策
令 2. 12. 15	国民健康保険条例施行規則の一部改正 ・新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の支給 期間延長に伴う改正	<p>事前登録をすることでマイナンバーカードを健康保険証として利用可能とするプレ運用の開始(オンライン資格確認) 地方税法関連法令の一部改正 ・給与所得控除及び公的年金等控除の10万円引下げ ・基礎控除10万円引上げ</p> <p>オンライン資格確認の本格稼働 ・マイナンバーカードを利用したPHRによる特定健康診査結果の閲覧開始 ・薬剤情報の閲覧開始 ・限度額適用認定証不要で限度額を超える支払の免除 有効期限の切れた被保険者証の取扱いについて、自身での破棄可能とする オンライン資格確認の本格稼働に伴い医療費通知情報の閲覧開始</p>
2. 12. 22	FamiPay請求書支払いの納付開始	
3. 3. 31	国民健康保険条例施行規則の一部改正 ・新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の支給 期間延長に伴う改正	
3. 3	第3期さいたま市国民健康保険特定健康診査等 実施計画・第2期さいたま市国民健康保険保健事業 実施計画(第2期データヘルス計画)中間評価策定	
3. 4. 1	国民健康保険税条例の一部改正 ・税率・均等割額・賦課限度額 基礎課税額 所得割 7.51%(改正なし) 均等割 29,500円(改正なし) 賦課限度額 630,000円 後期高齢者支援金等課税額 所得割 2.24% 均等割 9,100円 賦課限度額 190,000円(改正なし) 介護納付金課税額 所得割 2.10% 均等割 10,200円 賦課限度額 170,000円 ・国民健康保険税の軽減対象所得基準額の見直し 国民健康保険条例、国民健康保険条例施行規則の 一部改正 ・押印廃止に伴う様式変更 被保険者証への枝番記載	
3. 4	都道府県国保ヘルスアップ事業(特定健康診査等未受 診者勧奨)の開始	
3. 6. 22	国民健康保険条例施行規則の一部改正 ・新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の支給 期間延長に伴う改正	
3. 7. 2	新型コロナウイルス感染症の影響に係るさいたま市 国民健康保険税特例減免取扱要綱の制定	
3. 8. 2	スマートフォン決済アプリの納付開始	
3. 8. 27	国民健康保険条例施行規則の一部改正 ・新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の支給 期間延長に伴う改正	
3. 10. 20		
3. 10		
3. 11	糖尿病性腎症重症化予防対策継続支援フォロー教室 開始	

年 月	事 業 内 容	国 の 施 策
令 3. 12. 1	国民健康保険税条例施行規則の一部改正 ・保険税納付の口座振替原則化	
4. 1. 1	国民健康保険条例の一部改正 ・被保険者が出産した場合に支給する出産育児一時金の加算額を16,000円から12,000円に改めるもの（産科医療補償制度の掛金見直しによるもの 1人当たりの支給額420,000円は維持） 国民健康保険条例施行規則の一部改正 ・新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の支給期間延長に伴う改正	国民健康保険法施行令の一部改正 ・国保条例参考例の一部改正 健康保険法施行規則の一部改正 ・任意継続被保険者が資格喪失を希望した場合、翌月1日に喪失とする 国民健康保険法施行規則の一部改正 ・前期高齢者の収入が把握できる場合 基準収入適用申請書の提出不要とする